

岩倉市部活動検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 岩倉市立の中学校（以下「中学校」という。）における部活動のあり方等について関係者から意見を聴取し、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両立に向けての検討を行うため、岩倉市部活動検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中学校の代表者
- (2) 中学校の部活動指導者代表
- (3) 中学校の保護者代表
- (4) 岩倉市スポーツ協会代表
- (5) 岩倉市スポーツ推進委員代表
- (6) 岩倉市文化協会代表
- (7) 学識経験者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会教育こども未来部学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。